

住所の変更などをされる方へ 異動の届け出をお忘れなく!

3月は、就職や転勤、入学などで引っ越しをされる方が多い時期になります。住所の変更をされる方や世帯の内容に変更が生じる方は、住民票の異動の届け出が必要となります。

住民票は住んでいるところを証明し、保険・年金・医療などの行政サービスの基礎となる大切なものですので忘れずに異動の届け出をしてください。

●届け出の種類

種 類		届け出の期間
転出届	町外へ引っ越すとき	転出する日の14日前から転出するまでに届け出をしてください。
転入届	他の市町村から引っ越したとき	前住所地の市区町村長が発行した転出証明書をお持ちのうえ、住所を定めた日から14日以内に届け出をしてください。
転居届	町内で住所を移したとき	住所を移した日から14日以内に届け出をしてください。
世帯変更届	世帯主の変更や、世帯が合併・分離したとき	世帯に変更があった日から14日以内に届け出をしてください。

●通知カードまたは個人番号カードと本人確認書類をお持ちください

本人になりすました第三者による虚偽の届け出を防止するため、本人確認を行っています。届け出に来られる方は、次の本人確認書類をお持ちください。

1点の提示で足りるもの	運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、国または地方公共団体が発行した写真付き身分証など
2点以上の提示が必要なもの	健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療受給者証、年金手帳、年金証書など

●代理による届け出は委任状が必要です

代理の方が届け出に来られる場合は、依頼を受けたことを確認するための委任状が必要です。

●その他

- ・本人・代理人を問わず、届け出に来られる方の印鑑をお持ちください。
- ・外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を、住民基本台帳カード・個人番号カードの交付を受けている方は、住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちください。
- ・住民票の異動に伴い、保険・年金・医療などの手続きが必要となる場合もあります。手続きの内容により、必要な書類などが異なりますので、あらかじめお確かめのうえお越しください。
- ・住所の異動をされる方は、円滑な町内会業務の運営のため、お住まいの地区の総代にもお伝えいただきますようご協力をお願いします。

問合せ先 役場 住民課 内線173・174

ハンセン病の補償金の
申請手続き期限が
3月31日に迫っています!
問合せ先 厚生労働省難病対策課
☎03(5253)1111
内線2369

4月1日から
一般不妊治療費補助事業に
年齢制限が設けられます

年齢制限 治療開始時の妻の年齢 43歳未満
※ただし、次の方については対象となりますのでご注意ください。

① 43歳以上で平成28年3月に受診された方は、その治療にかかる助成期間(2年間)の間は対象となります。

② 43歳以上で平成27年度に申請した場合、平成28年度以降であっても、助成期間(2年間)が終了するまでは対象となります。

問合せ先 保健センター健康館
すこやかおほる
☎(444)2714